

**事業所防災計画とは**

自助及び共助の考え方にに基づき、都内の各事業所はその事業活動に関して震災を防止するため、事業所単位の防災計画を作成しなければなりません。各事業所は、東京都震災対策条例に基づき「震災に備えての事前計画」「震災時の活動計画」「施設再開までの復旧計画」を定める必要があります。

**東京都震災対策条例第10条  
(事業所防災計画の作成)**

事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

**●東日本大震災に伴う事業所における防災対策の課題**

- ・多数の帰宅困難者の発生
- ・長周期地震動等による被害
- ・家族等の安否確認等や鉄道等の運行情報不足

各事業所で防災対策・計画の見直しが必要

**【東京都の基本的考え方（一部抜粋）】****1 一斉帰宅の抑制について**

災害時の一斉帰宅抑制について、都民や事業者、行政が取り組むべき基本的事項を定めた「一斉帰宅抑制の基本方針」を策定

- ・企業等従業員の施設内待機
- ・施設内待機に必要な3日分の非常用物品の備蓄
- ・大規模な集客施設や駅等における利用者保護
- ・学校等における児童、生徒等の安全確保
- ・安否確認や災害関連情報を適宜提供する仕組みを官民一体となって整備

**2 迅速な安否確認と正確な情報提供体制**

鉄道の運行状況や安否に関する情報提供体制を充実するとともに、家族等との安否確認手段の周知、利用啓発を進めていくために官民一体となって情報通信基盤の整備や情報提供のために必要な体制を確保していく。

**【東京都北区帰宅困難者対策基本方針（一部抜粋）】**

平成24年8月7日に防災関係機関及び産業団体推薦事業所等で東京都北区の帰宅困難者対策の基本方針を決定

**1 一斉帰宅抑制実現のための区内事業者等の備蓄対策の推進**

区は事業所防災計画における帰宅困難者対策の計画化を推進する。

**2 家族との連絡手段・発災後の行動を考えておくなどの事前準備の啓発**

区は都等からの発信情報を享受し、従業員へ周知できる体制の整備を促進する。

問い合わせ先

東京都 北区 危機管理室 防災課 防災計画係 TEL 03-3908-8184

## 震災に備えての事前計画

防災についての任務分担

防災責任者（                      ）

_____	火元責任者（                      ）
_____	建物・施設担当（                      ）
_____	火気・電気設備担当（                      ）
_____	消火器担当（                      ）
_____	防災訓練担当（                      ）

建築物、工作物の点検と補強

防災責任者は、別表1「自主検査表（定期）」に基づき、建築物及び建築物に付随する施設物（看板、装飾塔等）の倒壊、転倒、落下防止措置を行う。

オフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策

防災責任者は、事務室内、倉庫、避難通路、出入口等の書架、物品棚、複写機等のオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策を別表2のチェックリストを活用して実施する。

危険物や火を使用する設備等の点検と安全措置

防災責任者は、危険物等の貯蔵及び取扱場所の点検を行い、転倒、落下、浸水などによる発火防止措置及び送油管等の緩衝装置の点検及び確認を行う。

また、火を使用する設備器具の上部及び周囲には、転倒、落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないことを徹底する。

消火器等の準備と適正管理

消防法令の基準に基づき消火器等を設置し、適正に維持管理する。

建物からの安全避難の確保

あらかじめ、避難広場及び避難方法を確認しておき、大規模な延焼火災等の危険が予想される場合は、適切に避難を実施する。

避難広場： \_\_\_\_\_

避難方法： \_\_\_\_\_

資器材・非常用物品等の準備

事業者は、地震その他の災害に備え、救助・救護等の資器材及び非常用物品を確保する。

教育、訓練

事業者は、別紙「防火・防災の手引」に準じて、従業員に対し地震時の対応方法等の防災教育及び訓練を実施する。

警戒宣言が発せられた場合の対応

- 1 防災責任者は、警戒宣言が発せられた旨の内容を事業所内の者に伝達する。
- 2 防災責任者は、火の使用禁止及び施設、設備の点検を実施し、被害の発生防止措置等を実施する。

安否確認の周知

事業者は、通話の輻そうや停電による電話の不通を想定し、従業員との連絡の手段及び手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員が安心して施設内に待機できるよう家族等との安否確認手段を従業員に周知するものとする。

- 1 従業員は、震災時における家族との安否確認手段を日頃から家族と話し合い、複数の連絡手段を確保しておくものとする。
- 2 震災時における従業員の安否確認者及び安否確認手段は、次のとおりとする。

安否確認者	優先順位	安否確認手段
	第1優先順位	
	第2優先順位	
	第3優先順位	

一斉帰宅の抑制

- 1 震災により公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが無い場合は、帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、従業員、児童、生徒等及び他の利用者（以下「従業員等」という。）に「むやみに移動を開始しない」ことを周知するものとする。
- 2 震災時に従業員等の安全を確保するため、従業員等が安全に待機できる場所（施設内待機場所）を確保するものとする。  
施設内待機場所・・・
- 3 従業員等の施設内待機を維持するために、3日分の飲料水、食料その他災害時における必要な物資（備蓄品）を備蓄するものとする。なお、従業員等以外の帰宅困難者用に10%程度余分の備蓄に努める。備蓄場所・備蓄品・・・別表3のとおり
- 4 従業員等の徒歩による帰宅経路を把握し、グループ毎の時差退社計画を作成しておく。

帰宅困難者対策

防災責任者は、鉄道等交通機関の運行状況、二次災害に備えた余震、津波等の発生危険に関する情報の把握に努め、従業員等に適宜伝達する。

訓練等による事業所防災計画の検証と見直し

事業者は、訓練等を実施した結果を確認及び検証し、計画の見直しや改善をしていく。

**震災時の活動計画**

震災時の任務分担

地震時の活動は、火災時の自衛消防隊による活動を原則とする。

責任者：自衛消防隊長（ ）

- \_\_\_\_\_ 出火防止及び初期消火担当（ ）
- \_\_\_\_\_ 情報連絡及び通報担当（ ）
- \_\_\_\_\_ 施設点検及び避難誘導担当（ ）
- \_\_\_\_\_ 救出救護担当（ ）
- \_\_\_\_\_ 救出救護担当（ ）

緊急地震速報

緊急地震速報を受信した場合は、周囲の状況に応じて、自身の身の安全を確保すること。

震災時の出火防止対策及び初期消火活動

- 1 地震時、火を使用する設備器具付近にいる従業員等は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、電源、燃料等の遮断等を行う。
- 2 火災を発見した者は、周囲の者に知らせるとともに、消防用設備等を活用し、初期消火を実施する。

救出・救護

要救助者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせるとともに、周囲の者と協力して救助・救護を実施する。

情報の収集

自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し、必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底するとともに、混乱を防止するために建物内にいる利用者等に適切な指示を行う。

避難広場及び避難方法

事業者及び自衛消防隊長は従業員等を東京都で指定する避難広場\_\_\_\_\_へ誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。

家族等との安否確認

- 1 従業員は、震災時に家族等の安否を確認し、\_\_\_\_\_に報告するものとする。
- 2 安否確認者は、震災時に、事前に定めた安否確認手段に基づき、速やかに従業員の安否確認を実施するものとする。

従業員等の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動

- 1 事業者は、震災時に災害関連情報等を収集し、施設周辺の災害状況を確認するとともに、別表4のチェックリストの項目に従い、施設内で待機できるか判断するものとする。
- 2 事業者は、施設の周辺や施設の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、東京都や北区からの一時滞在施設等の開設情報等をもとに従業員等を誘導するものとする。

その他

事業者は、周囲の環境等から必要な活動に関して、次の措置を講じておく。

1 大雨・強風対策

- ・日頃から側溝、排水溝の清掃、強風による落下危険のある物の除去、固定措置等を実施する。
- ・大雨、強風に伴う災害時の活動は、前記自衛消防隊による活動を原則とする。
- ・建物外部に通じる窓・扉を閉鎖する。
- ・資器材の点検・整備を行う。
- ・道路冠水等により地下室が浸水するおそれがある場合、地下室の立入制限、エレベーターの使用制限を行う。
- ・浸水防止措置を実施する。

2 事故対策

- ・従業員の救命講習受講等の促進を図る。
- ・受傷事故等発生時、傷病者のそばにいる者は、応急手当を行うとともに、消防機関へ通報する。
- ・応急救護の知識・技術を持った者がいる場合は、応援要請を行う。
- ・人員に余裕のある場合、玄関等から救急隊を、現場へ誘導する。
- ・救急隊到着後は、救急隊員の指示にしたがう。

3 津波対策

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

4 液状化対策

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

**施設再開までの復旧計画**

ライフライン対策

ガス、電気、上下水道、通信途絶時は、非常用電源等の非常用物品を活用し対応する。

二次災害発生防止

震災後の二次災害発生を防止するために、火を使用する設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。

被害状況の把握

二次災害の発生に備えて、消防用設備等の使用可否の状況を把握するとともに、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておく。

復旧作業等の実施

事業者は、復旧作業又は建物の使用を再開するときは、通常と異なる利用形態となることから立入禁止区域や避難経路に従業員等に周知徹底させる。

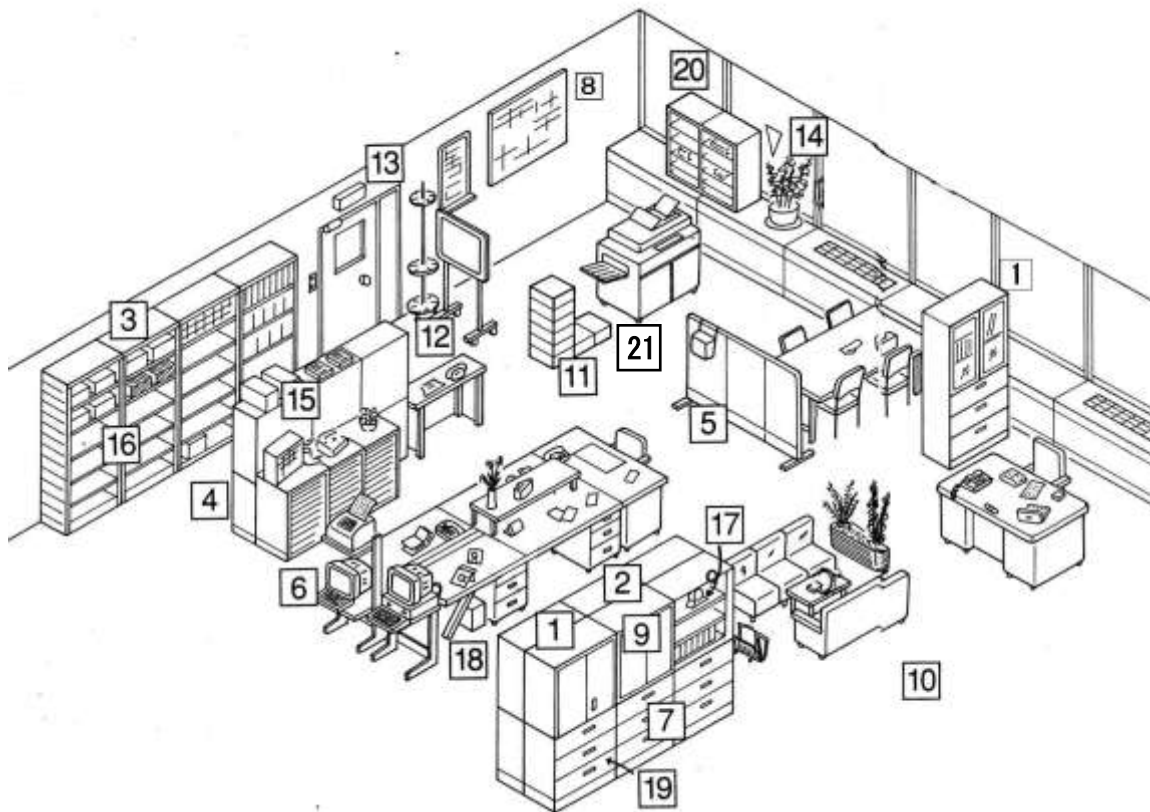
別表 1

自主検査表（定期）

実施項目及び確認箇所				確認結果
建築物構造	(1) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。			
	(2) 天井 仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。			
	(3) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆらみ、著しい変形等がないか。			
	(4) 外壁・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。			
避難施設	(1) 避難通路 ① 避難通路の幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる物品等を置いていないか。			
	(2) 階段 階段室に物品が置かれていないか。			
	(3) 避難階の避難口 ① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難階段等に通じる出入口の幅は適切か。 ③ 避難階段等に通じる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。			
火気使用設備器具				
電気設備				
その他				
検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防災責任者確認

(備考) 検査を実施し、良の場合は○を、不備のある場合は×を、即時改修した場合は⊗を付する。  
なお、不備欠陥がある場合には、直ちに防災責任者に報告するものとする。

オフィス家具等の転倒・落下・移動防止対策チェックリスト



項 目	チェック
1 背の高い家具を単独で置いていない	
2 安定の悪い家具は背合わせに連結している	
3 壁面収納は壁・床に固定している	
4 二段重ね家具は上下連結している	
5 ローパーテーションは転倒しにくい「コの字型」「H型」のレイアウトにしている	
6 O A機器は落下防止してある	
7 引出し、扉の開き防止対策をしている	
8 時計、額縁、掲示板等は落下しないように固定する	
9 ガラスには飛散防止フィルムを貼っている	
10 床につまずきやすい障害物や凹凸はない	
11 避難路に物を置いていない	
12 避難路に倒れやすいものはない	
13 避難出口は見えやすい	
14 非常用出入口に障害物はない	
15 家具類の天板上には物を置いていない	
16 収納物がはみ出たり、重心が高くなっていない	
17 危険な収納物（薬品、可燃物等）がない	
18 デスクの下に物を置いていない	
19 引出し、扉は必ず閉めている	
20 ガラス窓の前に倒れやすいものを置いていない	
21 コピー機は適切な方法で転倒・移動防止対策をしている。	

別表 3

## 一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄（例）

備蓄場所	備蓄品 (1人分/日の備蓄量)		必要量 __人/3日分の備蓄量	品質保持期限 年月
	__階	食料品	アルファ化米(3食分)	
乾パン(1缶)				
缶詰(3缶)				
飲料水		ミネラルウォーター(3リットル)		
救急医療薬品類		消毒液		
		ばんそうこう		
		風邪薬		
災害時要援護者用		簡易ベッド		
		簡易間仕切り壁		
		乳幼児用食品		
		粉ミルク		
		哺乳器		
		車いす		
その他の物資		毛布・保温シート等(1枚/人)		
		簡易トイレ		
		敷物・ブルーシート等		
		携帯ラジオ		
		懐中電灯		
		乾電池(単1から単4)		
		使い捨てカイロ(3個)		
	ウエットティッシュ			
	非常用発電機			
	工具類			
	ヘルメット			
	軍手			
	地図(1都3県)			
	拡声器			
備蓄場所	備蓄品 (1人分/日の備蓄量)		必要量 __人/3日分の備蓄量	品質保持期限 年月
__階	食料品	アルファ化米(3食分)		
		乾パン(1缶)		
		缶詰(3缶)		
	飲料水	ミネラルウォーター(3リットル)		
	救急医療薬品類	消毒液		
		ばんそうこう		
		風邪薬		
	災害時要援護者用	簡易ベッド		
		簡易間仕切り壁		
		乳幼児用食品		
		粉ミルク		
		哺乳器		
		車いす		
	その他の物資	毛布・保温シート等(1枚/人)		
		簡易トイレ		
		敷物・ブルーシート等		
		携帯ラジオ		
		懐中電灯		
		乾電池(単1から単4)		
		使い捨てカイロ(3個)		
ウエットティッシュ				
非常用発電機				
工具類				
ヘルメット				
軍手				
地図(1都3県)				
拡声器				

別表 4

## 施設の安全点検のためのチェックリスト（例）

点検項目		点検内容	判定 (該当)	該当する場合の 対処・応急対応等
<b>施設全体</b>				
1	建物（傾斜・沈下）	傾いている。沈下している。		<b>建物を退去</b>
		傾いているように感じる。		要注意
2	建物（倒壊危険性）	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		<b>建物を退去</b>
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。		<b>建物を退去</b>
		周辺地盤が大きく陥没または隆起している。		<b>建物を退去</b>
		隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
<b>施設内部（居室・通路等）</b>				
1	床	傾いている、または陥没している。		<b>立入禁止</b>
		フロア等、床材に損傷が見られる。		要注意/要修理
2	壁・天井材	間仕切り壁に損傷が見られる。		要注意/要修理
		天井材が落下している。		<b>立入禁止</b>
		天井材のズレが見られる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		<b>立入禁止</b>
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。		点検継続 →専門家へ詳細診断を要請
4	ドア	ドアが外れている、または変形している。		要注意/要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている、または変形している。		要注意/要修理
		窓が割れている、またはひびがある。		要注意/要修理
6	照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具が落下している。		要注意/要修理
		照明器具・吊り器具のズレが見られる。		要注意/要修理
7	什器等	什器（家具）等が転倒している。		要注意/要修理/要固定
		書類等が散乱している。		要注意/要復旧
<b>設備等</b>				
1	電力	外部からの電力供給が停止している。（商用電源の途絶）		代替手段の確保/要復旧 →(例)非常用電源を稼働
		照明が消えている。		
		空調が停止している。		
2	エレベーター	停止している。		要復旧 →メンテナンス業者に連絡
		警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。		→メンテナンス業者または消防機関に連絡
		カゴ内に人が閉じ込められている。		
3	上水道	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)備蓄品の利用
4	下水道・トイレ	水が流れない（溢れている）。		<b>使用中止/代替手段の確保/要復旧</b> →(例)災害用トイレの利用
5	ガス	異臭、異音、煙が発生している。		<b>立入禁止/要復旧</b>
		停止している。		要復旧
6	通信・電話	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)衛星携帯電話、無線機の利用
7	消防用設備等	故障・損傷している		代替手段の確保/要復旧 →消防設備業者に連絡
<b>セキュリティ</b>				
1	防火シャッター	閉鎖している。		要復旧
2	非常階段・非常用出口	閉鎖している（通行不可である）。		要復旧 →復旧できない場合、 <b>立入禁止</b>
3	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。		要復旧/要警備員配置 →外部者侵入に要注意（状況により <b>立入禁止</b> ）



## 防火・防災の手引き

## 〔任務分担について〕

- 1 責任者：自衛消防隊長又は防災責任者（ ）
- 2 出火防止及び初期消火担当（ ）
- 3 避難誘導担当（ ）
- 4 救出・救護担当（ ）
- 5 情報連絡及び通報担当（ ）

## 〔消火器について〕

- 1 消火器の設置場所を覚えてください。
- 2 消火器の使い方を覚えてください。

## 〔火気使用設備器具について〕

- 1 火気使用設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気使用設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気使用設備器具にある取扱い上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気使用設備器具の使用を中止してください。
- 5 終業時には、火気使用設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

## 〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には入れないでください。
- 3 終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。

## 〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジンなど）を使用するときは、防災責任者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器は常に閉め、火気に注意してください。

## 〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

## 〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持っていきましょう。
- 4 店内外の不審者に対しては、注意を払ってください。

## 〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡  
119番通報します。（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）  
防災責任者に連絡し、指示を受けてください。
- 2 消火活動  
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導  
避難口（出入口）を開放し、避難口まで客を誘導します。

## 〔地震時の対応〕

- 1 まず身の安全を図ってください。  
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。  
揺れがおさまったら、火気使用設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。

<緊急連絡先一覧等貼り付け>

※事業所の実情に応じて、緊急時の連絡先などを貼り付けてください。



## 事業所防災計画 北区版

発 行 東京都北区  
発 行 日 平成25年9月  
刊行物登録番号 25-2-036  
編 集 防 災 課  
東京都北区王子本町1-15-22  
電話03(3908)8184